

エアコン・火災報知器の「無料点検」と言って・・・

突然の訪問販売にご注意ください！

市営住宅などの集合住宅で無料点検と言って自宅に上がり込み、「エアコンからの火災が多発しています」などと不安をあおり、契約をさせる悪質な訪問販売の被害が多発。

●エアコン

掃除をしないと、ほこりが溜まって
火事になりますよ。

→20,000円請求

●火災報知器

電池の使用期限が切れてます。

→11,000円請求

など



訪問販売の場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、清掃作業が終わっていても、クーリング・オフで全額の返金ができます。

クーリング・オフの期間が過ぎていても、「このままでは火災になる」などと嘘の説明を受けて契約した場合は、契約を取り消して返金ができます。

一人でお住まいの高齢者の方、認知症の方も被害に遭っています。周りの方の見守りが大切です。

おかしいと思ったら、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 **06-6614-0999**

開設日時：月曜日～土曜日 午前10時～午後5時 ※大阪市内にお住まいの方
(日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

※消費者ホットライン局番なし「188」でもつながります

●地域講座のご案内

06-6614-7522

主に高齢者を対象として、消費者トラブル事例やその対処法をご説明する講座を行っています。地域の団体の会合などの場に講師を派遣いたしますので、ご希望される方はご連絡をお願いします。

消費生活
相談窓口



消費者センター
エルちゃん

